

# 工事現場説明書

工事名： \_\_\_\_\_

## ◎施工計画書

施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員に提出して承諾を得ること。

## ◎交通事故と労働災害の防止

工事施工にあたり、特記仕様書及び土木工事共通仕様書を熟読のうえ、交通事故と労災の防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに適正な処置をし、文書で報告すること。

## ◎下請業者の選定

工事の施工においては、建設業法に規定する下請契約を遵守し、できる限り地元建設業者の選定に努め、当該工事の施工の確保に努めること。

## ◎季節労働者等の雇用

工事の施工において、職業安定機関と密接に連携して、季節労働者等の雇用拡大に努めること。

## ◎建退共等の加入及び証紙の交付について

建設業退職金共済又は中小企業退職金組合の掛金収納届は工事に先立ち速やかに契約課に提出すること。また、証紙の交付は、就労者の申し出により、就労場所で即時交付できるように考慮し、現場事務所等に証紙交付場所の表示を行なうこと。

## ◎道産資材の使用

本工事は、地域産業経済の活性化を図るため、地元資材・製品、道産資材・製品を優先的に使用し、資材等の入手にあっては地元の流通機構を通じるものとする。

## ◎火災の予防について

溶接機、ヒーター類、溶剤系塗装、可燃性工事用資材等については、整備点検、室内換気、消化器の設置など火災予防に適切な措置を講ずること。また工事の養生等に使用する工事用シートは防災性能を有するものを使用すること。

## ◎関係書類について

工事を実施するに当たって提出する資料の様式については、旭川市役所の公園みどり課及び契約課のホームページよりダウンロードすること。

## ◎工事施工箇所の土質について

現場の土質を想定して掘削・路盤工等を決定していることから、現地の土質と違いがある場合は直ちに監督員と協議すること。それにより設計変更を行う場合がある。

## ◎法定外の労災保険について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。

## ◎その他(現場状況や現場について特に注意を要する事項等)

# 特 記 仕 様 書

## (旭川市土木部公園みどり課 令和4年4月版)

項 目	記載ページ	項 目	記載ページ
1. 総 則 ( 共 通 )		5. 使用資材 ( 選 択 )	
<input type="checkbox"/> (1) 一般	1,2	<input type="checkbox"/> (1) 生コンクリート	43
(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて	3	<input type="checkbox"/> (2) 区画線	43
(3) 第1回打合せに際して	4	<input type="checkbox"/> (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44
(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5	<input type="checkbox"/> (4) 種子等	45～47
(5) 工事しゅん功に際して	5	<input type="checkbox"/> (5) 生芝	47
(6) 建設業退職金共済について	6	<input type="checkbox"/> (6) 塗装	47
(7) 交通誘導警備員について	7		
(8) 工事標識	8,9		
(9) 建設機械について	10,11		
(10) 工事成果品について	12～17		
(11) 週休2日工事の実施について	18		
2. 施工条件 ( 共 通 )		6. 各種様式 ( 共 通 )	
(1) 工程関係	19	履行報告書	様式-1
(2) 公害関係	19,20	施工体制台帳	様式-3-1
(3) 安全対策関係	20	作業員名簿	様式-3-2
(4) 工事用道路関係	20	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4
(5) 建設副産物・廃棄物関係	21～24	施工体系図	様式-5
3. 施工条件 ( 選 択 )		排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6
<input type="checkbox"/> (1) 本工事を施工するための条件	25	使用機械一覧	様式-7
<input type="checkbox"/> (2) 安全対策	26	地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書	様式-8
<input type="checkbox"/> (3) 工期・工程関係	26	「ほくでん」送電線に関わる協議	様式-9
<input type="checkbox"/> (4) 盛土材・廃棄物関係	27,28	休日作業の承認願	様式-10
<input type="checkbox"/> (5) 段階確認	29	工事施工協議簿	様式-11
<input type="checkbox"/> (6) 支障物件等について	29	段階確認願	様式-12
<input type="checkbox"/> (7) 現場環境改善	30	立会願	様式-13
<input type="checkbox"/> (8) 植栽工について	31,32	社内検査実施結果報告書	様式-14
<input type="checkbox"/> (9) すき取り土の再利用について	33	安全訓練等実施報告書	様式-15
<input type="checkbox"/> (10) 既設路盤材の再生処理について	34	使用資材承認願	様式-16
<input type="checkbox"/> (11) 家屋の事前・事後調査	35	交通誘導警備員選定通知書	様式-17
<input type="checkbox"/> (12) 冬期の施工について	36	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-18
<input type="checkbox"/> (13) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	36	プラント搬入量確定確認書	様式-20
<input type="checkbox"/> (14) その他	37	境界杭等地先立会簿	様式-22
4. 使用資材 ( 共 通 )		「建退共」共済証紙の配布状況調査表「元請用」	様式-23
(1) アスファルトコンクリート	38～41	「建退共」共済証紙の配布状況調査表「下請用」	様式-24
(2) 取付管用支管	42	「建退共」共済証紙の配布状況調査表「再下請用」	様式-25
(3) 客土	42	路面ヒーター稼働時間調書	様式-28
		施工管理総括表	様式-29
		休暇届	様式-30
		安全関連資料総括表	様式-32

## 注 意 事 項

1. 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。  
「3, 5」(選択)については、本設計書に添付されているものを優先する。  
公園みどり課ホームページのアドレスは下記のとおり。  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html>
2. 本特記仕様書は、**令和4年4月5日**以降に入札する請負工事から適用する。

## 1 総則（共通）

### □ (1) 一般

ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。

- 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係わる補正係数（積雪寒冷地域）は適用しない。
- 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、「施工者希望型」の工事であるためP18を確認すること。
- 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、「発注者指定型」の工事であるためP18を確認すること。

イ 本工事は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」と言う。）及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。

ウ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まない。

エ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 1日未満で完了する作業の積算について

- (ア) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- (イ) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
- (ウ) 同一作業員の作業が他職種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (エ) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (オ) 通年の維持管理業務など人工精算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

カ 技能士

- (ア) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士（1級または2級）をあてること。  
（作業例：造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工等）
- (イ) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。
- (ウ) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。



## キ デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (ア) デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
- (イ) 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。
- (ウ) 対象工事では、以下のaからdの全てを実施することとする。

### a 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### b デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、同条aの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### c 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条bに示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「9-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### d 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、同条bに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和3年10月改訂版 土木工事共通仕様書に記載されている北海道の工事請負契約書の条項を次のとおり読み替える。

土木工事共通仕様書		旭川市建設工事請負契約約款
第2条	→	第2条
第3条	→	第3条
第7条	→	第8条
第8条	→	第9条
第10条	→	第11条
第12条	→	第13条
第13条	→	第14条
第14条	→	第15条
第16条	→	第17条
第17条	→	第18条
第19条	→	第20条
第20条	→	第21条
第21条	→	第22条
第23条	→	第23条
第25条	→	第26条
第27条	→	第28条
第28条	→	第29条
第30条	→	第31条
第32条	→	第33条
第36条	→	第37条
第37条	→	第38条

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

北海道建設部	→	旭川市
「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→	旭川市契約事務取扱規則
「北海道請負工事検査要領」	→	旭川市契約事務取扱規則

### (3)第1回打合せに際して

ア 工事の第1回打合せ時に、次の書類を提出すること。

- |                                  |                                                                                                              |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 労働者災害補償保険関係成立証明書             | (ク) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4)                                                                      |
| (イ) 工事工程表                        | (ケ) 上記(キ)(ク)で提出した会社との契約書(写し)                                                                                 |
| (ウ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書           | (コ) 「現場代理人, 主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」に基づく, 契約日以前3か月以上の継続雇用を確認できる書類<br>(ただし, 随意契約による工事については, 継続雇用確認書類の提出は必要ない) |
| (エ) 上記経歴書                        |                                                                                                              |
| (オ) 下請負人選定通知書                    |                                                                                                              |
| (カ) 施工体系図 (様式-5)                 |                                                                                                              |
| (キ) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 様式-3-2) |                                                                                                              |

注1) ただし, 上記(オ)(カ)(キ)について, 第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は, 監督員と協議すること。

注2) 上記(ア)~(オ)は, 旭川市契約課のサイトからダウンロードできる。注意事項に記載のURLを参照のこと。

### (4)工事施工前・施工時に際して

ア 現場代理人は, 施工前及び施工時に監督員と協議のうえ, 工事の関係者との施工に係る調整業務及び, 工事設計書・現場の確認を行うこと。なお, 調整結果及び確認結果については, 各様式にとりまとめ監督員に報告すること。

(ア)工事施工協議簿(様式-11)

(エ)土場や現場事務所を設置する場合は, 土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。

(イ)支障物件の調査確認(様式-8)

(ウ)境界石の確認(様式-22)

イ 施工予定及び実績の報告

工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。

ウ 休日に作業を行う場合

休日(土曜日, 日曜日, 祝日)に作業を行う場合は, 必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式-10)を提出し, 承認を得ること。

エ 協議等について

指示, 承諾, 協議, 検査及び確認等については, 「工事施工協議簿」(様式-11)で行わなければならない。

オ 段階確認について

「3. 施工条件(選択) (5)段階確認」にて指定している事項においては, あらかじめ「段階確認願い」(様式-12)を提出しなければならない。

カ 立会について

監督員の立会のもと施工する事項については, あらかじめ「立会願い」(様式-13)を監督員に提出しなければならない。

キ 社内検査について

施工計画書に社内検査実施計画を記載し, 社内検査を実施した時は, その結果を「社内検査実施結果報告書」(様式-14)により報告しなければならない。



ク 安全訓練等について

施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示し、安全関連資料総括表にて報告すること。

ケ 使用資材承認について

本工事で使用する資材については、その資材を使用する前に、その品質等を確認できる資料を添えて「使用資材承認願い」(様式-16)により監督員の承認を得なければならない。

コ 境界杭の地先立会について

(ア) 監督員との協議により敷地境界の確認が必要となった場合は、境界杭の有無にかかわらず確認し、「境界杭等地先立会簿」(様式-22)により報告すること。また、地先確認者には、自筆の署名をもらうこと。

(イ) 工事の施工前、施工後に日付入りの写真を撮影し、境界の状況が確認できるようにして立会簿に添付すること。

サ 長期休暇について

ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇等により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」(様式-30)により届け出ること。なお、工時着手などで現場作業を始めていない場合は、この限りではない。

(5)工事しゅん功に際して

ア 工事しゅん功時の提出物について

(ア) 工事成果品

(イ) 工事完成図

(ウ) 工事完成写真帳

イ 工事成果品について

「(10)工事成果品について」に沿って作成し提出すること。

ウ 工事完成図について

(ア) 工事完成図は、次のとおり作成すること。

作成区域	全施工範囲
記載内容	平面図、縦断図、定規図、各種詳細図を総括して作成

(イ) B4縮小版(ポリエステルフィルム300#)、及び図面データを提出すること。

エ 工事完成写真帳について

(ア) 工事完成写真帳は、位置図と工事標識(建設業の許可票等が確認できるもの)、着工前・完了時の写真のほか、主たる工種の写真(10枚程度)により作成すること。

(イ) 工事完成写真帳は、1部提出すること。

(ウ) 写真の撮り方は、「公園工事成果品作成マニュアル」で確認すること。

## (6) 建設業退職金共済について

ア 施工計画書の提出時に、次の書類の写しを提出すること。また、下請け及び再下請けが追加、変更された場合は、その都度、速やかに写しを提出すること。なお、原本については契約課に提出すること。

(ア) 建設業退職金共済契約書(下請け及び再下請も含む)

中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書

(イ) 掛金収納書

イ 工事しゅん功時に、次の書類を工事成果品として提出すること。

(ア) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(元請用) (様式-23)

(イ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(下請用) (様式-24)

(ウ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(再下請用) (様式-25)

ウ 施工体制台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。

なお、施工体制台帳の備付けの確認は、工事着手後に監督員が行う。

エ 「建退共」加入のシール(黄色)を工事標識に掲示すること。(8)工事標識 参照)

(7) 交通誘導警備員について

交通誘導警備員の配置を要する工事については、次の項目を遵守すること。

- ア 着手時に、次の書類を提出すること。(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)は写しでよい。
  - (ア) 交通誘導警備員選定通知書 (様式-17)
  - (イ) 公安委員会発行の警備業認定証
  - (ウ) 元請業者との契約書
  - (エ) 配置予定者の名簿
  - (オ) 配置予定者の合格証明書, 資格者証等
  - (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書

- イ しゅん功時に、次の書類を提出すること。(イ)は写しでよい。
  - (ア) 交通誘導警備員配置時間集計表 (様式-18)
  - (イ) 警備日報

ウ 書類について

- (ア) アー(ウ)については施工計画書に添付し、イー(ア)(イ)については工事成果品として添付すること。
- (イ) 交通誘導警備員の誘導状況が確認できるよう、誘導警備員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。

エ 設計積算に当たって

- (ア) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。

オ 請負者の義務

- (ア) 請負人は、所管警察署に提出する道路占用許可書申請図(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。
- (イ) 請負人は、当該現場に配置される誘導警備員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。
- (ウ) 現場代理人は、交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導警備員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交替を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。

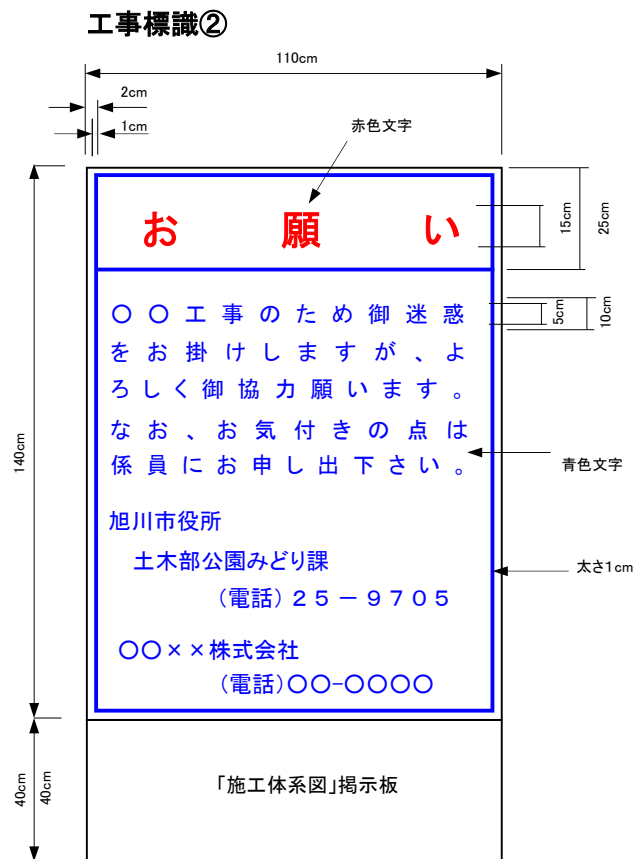
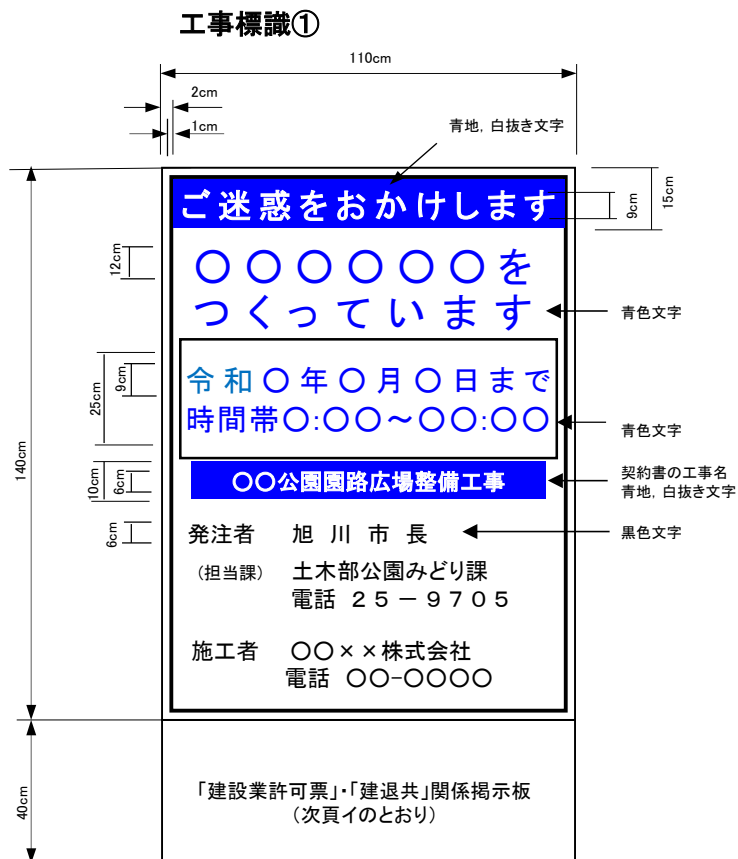
カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について

- (ア) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。
- (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする公園等に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。
- (ウ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満足する者を配置すること。

資 格	資 格 要 件	確 認 資 料	
交通誘導警備業務に係る1級又は2級 検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な 知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導警備検定合格証 (写し)	①
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者。	警備員指導教育責任者資 格者証写し	②
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に 従事している者。 ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満で ある者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での 実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手 帳(身分証明書の写し) 交通誘導に関する警備業 務に従事した期間(実務経 験数)が1年未満である者 は、警備員教育の実施に関 する記録	③

## (8) 工事標識

ア 工事標識は次のとおりとする。



- ・ 材料は、針葉樹の2等材又はこれと同等以上のものを十分乾燥したもので、気温湿度の変化に耐えることができるものとし、その厚さは2.5cmとする。
- ・ 塗装は、良質のペンキを2回塗ること。
- ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜きの文字とし、「○○をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- ・ 工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び線は青色、地を白色とする。
- ・ 工事標識の工事期限については、契約上の期間を記入する。
- ・ 工事標識の時間帯については、原則8:00~18:00の範囲内で定めることとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定める。

- ・ 工事標識①の「○○をつくっています」は、主な工種に合わせて作成すること。  
(例)「公園をつくっています」「木をうえています」
- ・ 工事標識②の○○工事には、「公園」「舗装」「植栽」「標識」等を記入する。
- ・ 工事標識の発注者電話番号は、直通電話番号を記入すること。  
公園みどり課 25-9705
- ・ 工事標識の設置期間は現地測定の開始日から現地作業の終了日までとする。

イ 「建設業の許可票」, 「建退共」表示板の掲示方法

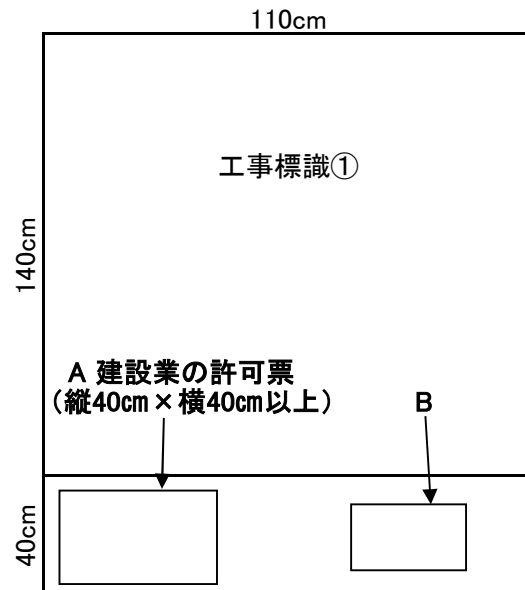
- A 「建設業の許可票」
- B 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(建退共が無料配布する黄色のシール)
- C 「建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ。」標識(市指定)

● 現場事務所がある場合

Bは, 工事標識板の下に掲示する。  
Cは, 工事事務所の出入り口付近等の見やすい位置に掲示する。

表示看板Cの内容(規格B4版 257×364)

建設業退職金共済制度に  
加入されている皆様へ。  
当事務所で建設業退職金共済制度の  
証紙を交付いたしますのでお申し出ください。



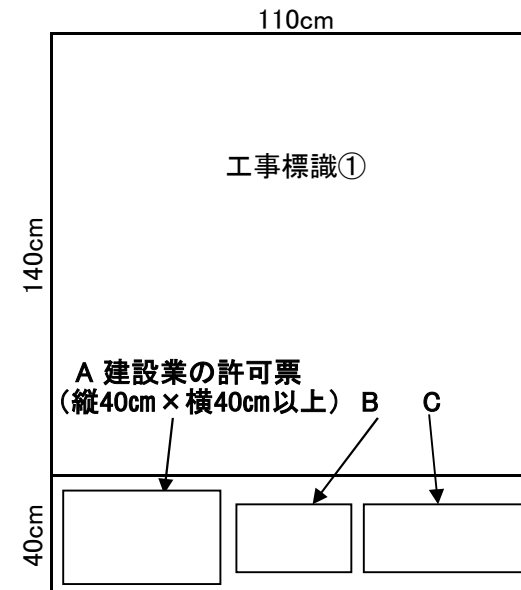
※「建設業の許可票」は発注者から直接請負ったもの限り掲示する。

● 現場事務所がない場合

B, C 共に工事標識板の下に掲示する。

表示看板Cの内容(規格B4版 257×364)

建設業退職金共済制度に  
加入されている皆様へ。  
建設業退職金共済制度の証紙を  
交付いたしますのでお申し出ください。



(9) 建設機械について

ア 不法無線局の機器の排除

本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については、不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。

請負人は、電波法令を遵守し、大型トラックやダンプカー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。

イ 低騒音型、低振動型建設機械

本工事に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定されている機械を極力使用し、工事現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

低騒音型建設機械	低振動型建設機械
ブルドーザ	コンクリートカッター
バックホウ	空気圧縮機
ドラグライン	発動発電機
クラムシェル	バイプロハンマ
トラクターショベル	バックホウ
クローラクレーン	
トラッククレーン	
ホイールクレーン	
バイプロハンマ	
油圧式杭抜機	
油圧式鋼管圧入・引抜機	
油圧式杭圧入引抜機	
アースオーガー	
オールケーシング掘削機	
アースドリル	
さく岩機(コンクリートブレーカ)	
ロードローラ	
タイヤローラ	
振動ローラ	
コンクリートポンプ(車)	
コンクリート圧砕機	
アスファルトフィニッシャ	

ウ 排出ガス対策型建設機械

- (ア) 本工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づく排出ガス対策型建設機械(以下、「排対機械」という)を使用することを原則とする。
- (イ) 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した機械(以下、排対機械を含め、排対機械等)を使用することで排対機械と同等とみなす。  
ただし、リース会社に在庫が無い等の理由の場合は、証明書を監督員に提出し、また、その他の理由(自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等)により排対機械等を使用できない場合は、理由書を監督員に提出すること。(様式-6)
- (ウ) 施工計画書には、排対機械等の指定状況を明記すること。(様式-7)
- (エ) 施工現場において排対機械等の使用を確認(指定ラベル)できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- (オ) 次の建設機械については、排対機械等を使用できない場合、設計変更の対象とする。  
なお、排出ガス対策基準値(第1次基準値、第2次基準値)については、本工事設計書の工種内訳書を参照すること。

排出ガス対策型建設機械	
フルト-サ <sup>®</sup> (普通)	ラフテークレーン(油圧伸縮ジブ型)
フルト-サ <sup>®</sup> (湿地)	杭打ち用ウォータージェット(エンジン式)
フルト-サ <sup>®</sup> (超湿地)	パイプロハンマ(油圧式(可変超高周波型))
フルト-サ <sup>®</sup> (超々湿地)	油圧式杭圧入引抜機(エンジン式ユニット)
フルト-サ <sup>®</sup> (リッパ装置付)	ロートローラ(マカダム)
小型バックホウ(クローラ型)	タイヤローラ
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型))	タイヤローラ(振動タイヤローラ型)
小型バックホウ(クローラ型・超小旋回型)	振動ローラ(搭乗式タンDEM型)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・超小旋回型)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型(超低騒音))
小型バックホウ(クローラ型・クレーン機能付)	アスファルトフィニッシャー(ホイール型)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・クレーン機能付)	アスファルトフィニッシャー(クローラ型)
小型バックホウ(クローラ型・超小旋回型・クレーン機能付)	空気圧縮機(可変式スクルーエンジン掛)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・超小旋回型・クレーン機能付)	空気圧縮機(可変式スクルーエンジン掛(超低騒音型))
バックホウ(クローラ型)	発動発電機(ディーゼルエンジン駆動)
バックホウ(クローラ型(後方超小旋回型))	発動発電機(ディーゼルエンジン駆動(超低騒音型))
バックホウ(クローラ型(超小旋回型))	モーターグレーダ(油圧式)
バックホウ(クローラ型(超低騒音型))	除雪グレーダ
バックホウ(クローラ型(クレーン機能付))	ロータリー除雪機
バックホウ(クローラ型(超低騒音型)クレーン機能付)	不陸地運搬車
バックホウ(クローラ型(超低騒音型)後方超小旋回型)	電気溶接機(ディーゼルエンジン付)
バックホウ(クローラ型(後方超小旋回クレーン機能付))	
バックホウ(クローラ型(超小旋回型・クレーン機能付))	
バックホウ(ホイール型)	
バックホウ(クローラ型・超ロングアーム)	
ホイールローダ(トラクタショベル)	
ホイールローダ(超低騒音型)	
クローラクレーン(油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型)	
クローラクレーン(油圧伸縮ジブ型)	

(注) 1. ホイールローダ(トラクタショベル)は、除雪用を除く。

## (10) 工事成果品について

工事成果品については、土木工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書並びに公園工事成果品作成マニュアルに基づき作成すること。  
なお公園工事成果品作成マニュアルは旭川市ホームページに掲載されている。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html>

本工事は、電子納品対象工事であり、次の項目に従って成果品を提出すること。

ア 工事毎に、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。

・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S)を使用する。

イ ファイル説明書(別紙3のとおり)を添付する。

・請負人は、成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。

・成果品リストにないものは監督員と協議し、25番以降に追加する。

ウ 決裁欄等が記載されている書類を添付する。

・監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)の決裁が必要な書類は次のものとし、決裁を受けた原本のうちで決裁欄が記載されているページのみを添付する。

(決裁を必要とする書類)

施工計画書	休日作業承認願	工事施工協議簿
段階確認願	立会願	
社内検査実施結果報告書	使用資材承認願	でき形測定総括表
品質管理総括表		

・境界杭地先立会簿がある場合は、原本のすべての書類を添付する。

エ 電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・4・5・6のとおり)は、正1部、副1部の計2部を添付する。

・PDFデータについては、1ファイル当たり10メガバイト未満、100枚以下とし、それを越える場合は、ファイルを分割する。  
また、しおり等の機能を活用し、10枚以下程度で区分けする。

・メディアに格納するデータは、必ずしも監督員または請負人の決裁をしたものでなくて良い。

・成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施すること。

・メディアの前面には、工事名、作成年月日、発注者、請負人、ウィルス対策ソフト、ウィルス定義、チェック年月日、フォーマット形式を記載する。

・データ容量が大きく、メディアが数枚にまたがる場合は、工事成果品データと図面データに分ける。

・メディアはソフトケースに収納し提出すること。

オ 監督員との協議により、確認用に電子データを出力したものを用意する。



簿冊様式 (別紙1)

表紙

令和      年度
工事名 : <u>        </u> 園路広場整備工事
<b>工 事 成 果 品</b>
(位置図を添付)
請負人 : ○○・○○共同企業体
発注者 : 旭川市土木部公園みどり課

背表紙

令和      年度
工事名 : 園路広場整備工事
請負人 : ○○・○○共同企業体

簿冊内

- 1項目 : 工事位置図(旭川市全図 1/50000)を添付
- 2項目 : ファイル説明書(別紙3)を添付
- 3項目 : 監督員決裁欄記載ページ, 境界杭確認簿の原本を添付
- 4項目 : メディアで正1部・副1部の計2部を添付

メディア前面(別紙2)

工事名 :	
作成年月日:	
発注者 :	
請負者 :	
<b>正 本</b>	<b>1枚の うち1</b>
ウイルス対策ソフト :	
ウイルス定義 :	
チェック年月日 :	
フォーマット形式 :	

# ファイル説明書

(別紙3)

年	度	:	令和〇〇年度
工	事	名	: -----園路広場整備工事
請	負	人	: 〇〇・〇〇共同企業体 代表者 〇〇〇〇株式会社
工	期	:	: 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

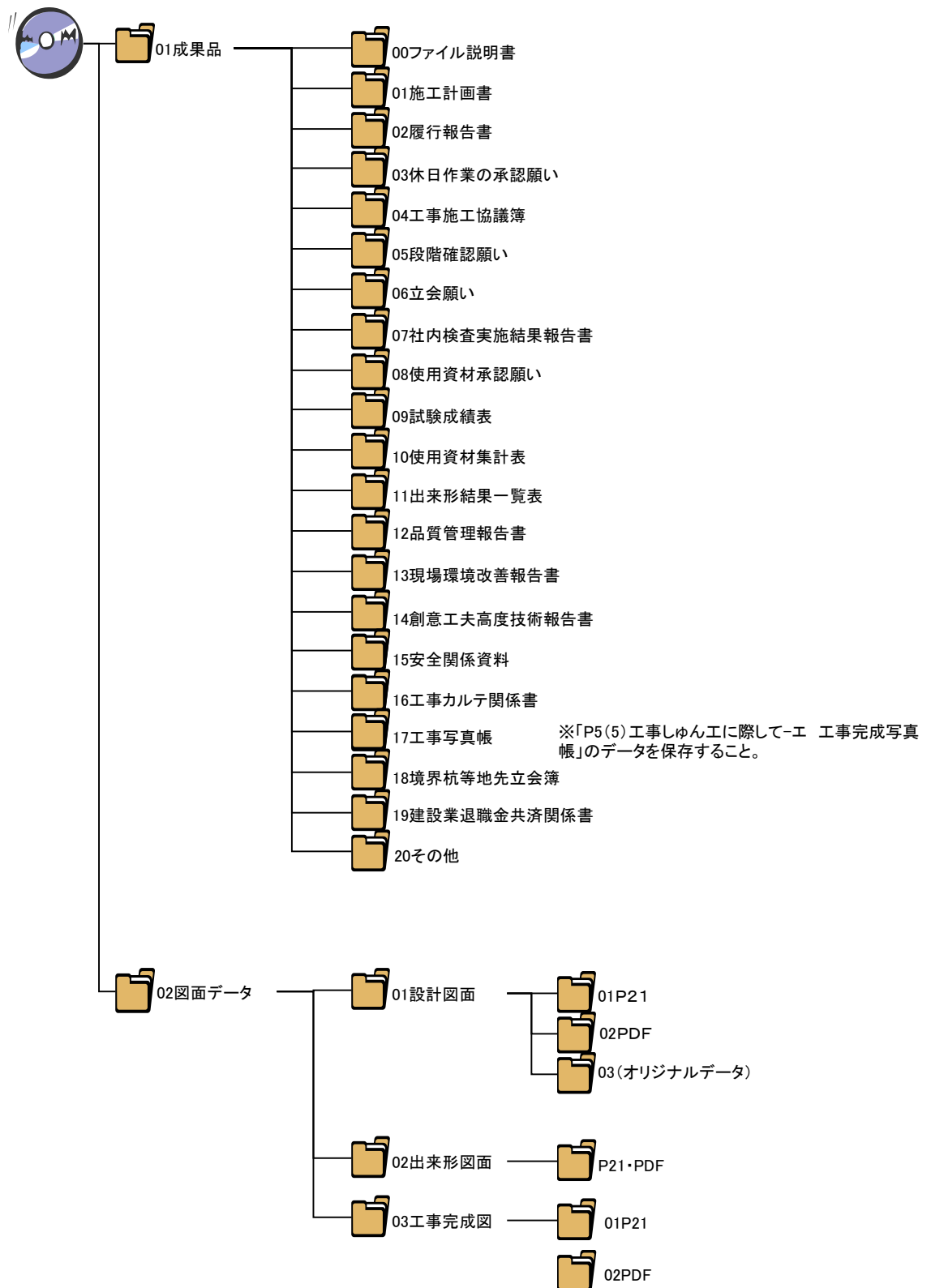
公	園	名	: -----公園
施	工	箇	所 : 旭川市〇〇〇

総	括	監	督	員	:	〇〇	〇〇	現	場	代	理	人	:	〇〇	〇〇
主	任	監	督	員	:	〇〇	〇〇	主	任	技	術	者	:	〇〇	〇〇
監		督		員	:	〇〇	〇〇	監	理	技	術	者	:	〇〇	〇〇

成果品リスト(あるものには○、ないものには×を記入)

番号	種 別	提出状況	番号	種 別	提出状況
00	フ ァ イ ル 説 明 書		15	安 全 関 係 資 料	
01	施 工 計 画 書		16	工 事 カ ル テ 関 係 書	
02	履 行 報 告 書		17	工 事 写 真 帳	
03	休 日 作 業 の 承 認 願 い		18	境 界 杭 等 地 先 立 会 簿	
04	工 事 施 工 協 議 簿		19	建 設 業 退 職 金 共 済 関 係 書	
05	段 階 確 認 願 い		20	出 来 形 図	
06	立 会 願 い		21	そ の 他	
07	社 内 検 査 実 施 結 果 報 告 書				
08	使 用 資 材 承 認 願 い				
09	試 験 成 績 表				
10	使 用 資 材 集 計 表				
11	出 来 形 結 果 一 覧 表				
12	品 質 管 理 報 告 書				
13	現 場 環 境 改 善 報 告 書				
14	創 意 工 夫 高 度 技 術 報 告 書				

メディア内のフォルダ構成について (別紙4)



※1 オリジナルデータについては、「01設計図面」は発注者、「02出来形図面」「03工事完成図」については請負人が使用しているCADソフトのデータを入れること。  
 なお、オリジナルデータの提出の有無については、監督員と協議すること。

# 工事成果品一覧表 (別紙5)

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅん功時CD成果品以外の提出条件)
00	ファイル説明書	PDF	A4版	別紙3のとおり	
01	施工計画書			土木工事共通仕様書による	発注者に施工前に書面にて提出 変更時はその都度提出
02	履行報告書			土木工事共通仕様書による	発注者に施工前に書面にて提出 変更時はその都度提出
03	休日作業の承認願			本特記仕様書による	発注者にその都度書面で提出
04	工事施工協議簿			本特記仕様書による	発注者にその都度書面で提出
05	段階確認願			本特記仕様書による	発注者にその都度書面で提出
06	立会願			本特記仕様書による	発注者にその都度書面で提出
07	社内検査実施結果報告書			本特記仕様書による	発注者にしゅん功時に書面で提出 部分検査がある場合はその都度書面で提出
08	使用資材承認願			本特記仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出
09	試験成績表			土木工事共通仕様書による	
10	使用資材集計表			土木工事共通仕様書による	
11	出来形結果一覧表			本特記仕様書及び土木工事共通仕様書による	
12	品質管理報告書			本特記仕様書及び土木工事共通仕様書による	
13	現場環境改善報告書			本特記仕様書による	
14	創意工夫高度技術報告書			土木工事共通仕様書による	
15	安全関係資料			実施日・実施内容・記録を提出する	
16	工事カルテ関係書			土木工事共通仕様書による	
17	工事写真帳			土木工事共通仕様書による	
18	境界杭等地先立会簿			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出も含む
19	建設業退職金共済関係書			本特記仕様書による	
20	その他				

※1. 上記項目に無いものについては、23その他に追加し提出すること。

※2. 別冊として、「1(5)エ 工事完成写真」を提出すること。

## 図面データ一覧表1 (別紙6)

### 01設計図面

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計 画 平 面 図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	発注者のデータをそのまま
2	縦 断 図			図示	発注者のデータをそのまま
3	横 断 図			図示	発注者のデータをそのまま
4	土 工 定 規 図			図示	発注者のデータをそのまま
5	そ の 他 詳 細 図			図示	発注者のデータをそのまま

※1. 設計変更があり図面に変更があった場合は、「6設計変更図」として追記すること。

### 02出来形図面

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計 画 平 面 図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。
2	縦 断 図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うと
3	横 断 図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うと
4	土 工 定 規 図			図示	発注者のデータをそのまま
5	そ の 他 詳 細 図			図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。

※1 工事により撤去したもの(縁石, 排水, 標識, 区画線等)を消去する。

※2 計画平面, 縦断, 横断, その他詳細図については, 設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。

※3 計画平面, 縦断, 横断, 土工定規, その他詳細図については, 検定時に書面を用意しておく。

### 03工事完成図

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	工事完成図	P21とPDF	B4版	図示	縮小版(B4)原図を1部提出する。

※1. 別冊として、「工事完成図(B4縮小版ポリエステルフィルム300#)」を提出すること。

※2 P21への変換が困難な場合は, 監督員と別途協議すること。

※3 公園みどり課のホームページに掲載している「公園工事成果品作成マニュアル」により作成すること。

## (11) 週休2日工事の実施について

- ア 発注者指定型の場合は、請負人は週休2日による施工を行うものとし、施工者希望型の場合は、請負人は週休2日による施工を希望する場合『週休2日工事試行要領』(下記アドレス)に添って行うこととし、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/443/444/p000561.html> ただし、要領1ページ目の「工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。」を「工事完成日とは後片付けを含む全ての作業が完了し、保安施設のみが設置されている状態となった日をいう。」に読み替える。
- イ 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。  
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。
- ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。  
なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- エ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態をいう。
- オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。  
(ア) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。  
(イ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。
- キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。
- ク 週休2日による施工を指定、又は希望した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。  
なお、労務費の補正については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。  
(ア) 現場の閉所状況  
・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合  
・ 4週7休以上4週8休未滿 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未滿の場合  
・ 4週6休以上4週7休未滿 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未滿の場合  
(イ) 補正方法  
・ 施工者希望型については、現場閉所の達成状況を確認後、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を変更する。  
・ なお、4週6休に満たないもの、及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。  
・ また、発注者指定型については、当初の設計金額において週休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。
- ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

## 2 施工条件（共通）

### (1) 工程関係

- ア 本工事の工期(契約工期)は、雨天・休日・その他を見込んでおり、この中には始期の準備期間及び終期の書類整理期間が含まれている。  
 なお、1週当たりの労働時間は40時間とし、土曜日・日曜日は休日とする。(その他：融雪期間、5月連休、8月盆休、年末年始等)
- イ 工事の施工時間については、原則8:00~18:00とするが、これによりがたい場合は監督員と協議すること。
- ウ 本工事の施工に当たり、関係機関から時間的制約を付された場合は、速やかに監督員と協議すること。
- エ 請負人の都合により現場着手期間の変更が必要になった場合に生ずる費用は、請負人の負担とする。
- オ 監督員との協議により地下埋設物等の支障物件の確認が必要となった場合は、工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は、施工方法、工程等について監督員と協議すること。
- カ 支障物件がある場合は、予想される地下埋設物の管理者等の現地立会いの上、当該物件の位置、深さを確認し、保安対策について十分打合せをおこない事故の発生を防止すること。打合せの結果については、相手との協議簿の写しを監督員に提出し、報告すること。

### (2) 公害関係

- ア 特定建設作業を指定地域内で行う場合は、作業開始の7日前までに旭川市長へ届け出ること。ただし、当該作業が作業を開始した日に終わるものは除く。なお、特定建設作業、指定地域及び規制に関する基準は、旭川市環境部環境指導課において確認できる。

#### (ア) 騒音規制法の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規準

規制種別	地域の区分	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクターショベル ブルドーザ
基準値	(1)(2)	85dB					
作業時間	(1)	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと					
	(2)	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと					
※1日当たり 作業時間	(1)	10時間／日を越えないこと					
	(2)	14時間／日を越えないこと					
作業期間	(1)	連続6日を越えないこと					
	(2)	連続6日を越えないこと					
作業日	(1)(2)	日曜日その他の休日でないこと					

☆地域の区分は、(1)は概ね住居系地域、(2)は商業系地域と準工業地域及び工業地域になるが、詳細は環境部環境指導課で確認すること。

(注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

(イ) 振動規制法の特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する規準

規制種別	地域の区分	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	鋼球	舗装版破砕器	ブレーカー
基準値	(1) (2)	75dB			
作業時間	(1)	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと			
	(2)	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと			
※1日当たり 作業時間	(1)	10時間／日を越えないこと			
	(2)	14時間／日を越えないこと			
作業期間	(1)	連続6日を越えないこと			
	(2)	連続6日を越えないこと			
作業日	(1) (2)	日曜日その他の休日でないこと			

☆地域の区分は、(1)は概ね住居系地域、(2)は商業系地域と準工業地域及び工業地域になるが、詳細は環境部環境指導課で確認すること。

(注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2. 75dBを越える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うに当たり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

イ 本工事の施工については、通常の施工方法によるものとするが、万一公害が生じたり、又は生ずるおそれがある場合には、別途協議する。なお、請負人の施工上の欠陥により公害が生じた場合は、請負者の負担により対応すること。

ウ 建設副産物等の搬出による公道等の粉じん、路面汚損防止の措置を行うこと。なお、路面汚損が生じた場合は速やかに清掃を行うこと。

(3) 安全対策関係

ア 次の安全施設類は、監督員と打合せの上、工事着手前に設置すること。

- |               |               |          |
|---------------|---------------|----------|
| (ア) 工事標識①     | 1, 100×1, 400 | 施工箇所に各1枚 |
| (イ) 工事標識②     | 1, 100×1, 400 | 施工箇所に各1枚 |
| (ウ) 工事箇所予告表示板 | 適時必要箇所        |          |
| (エ) その他の表示板   | 適時必要箇所        |          |

イ 工事期間中は、安全施設類の点検管理を行い、特に作業区域内での車両、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するように配慮すること。

(4) 工事用道路関係

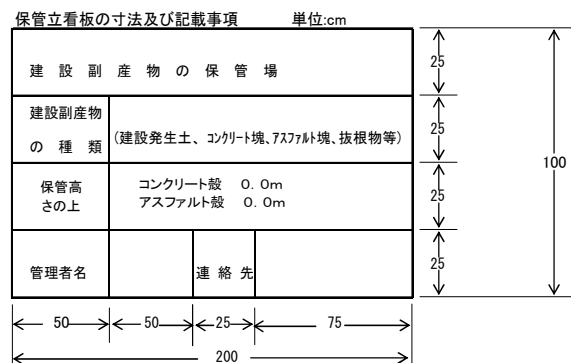
ア 運搬路の選定に当たっては、次の事項に留意し「施工計画書」に指定処理場への運搬経路を記載すること。

- (ア) 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
- (イ) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
- (ウ) できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
- (エ) 急な縦断勾配や急カーブの多い道路は避ける。

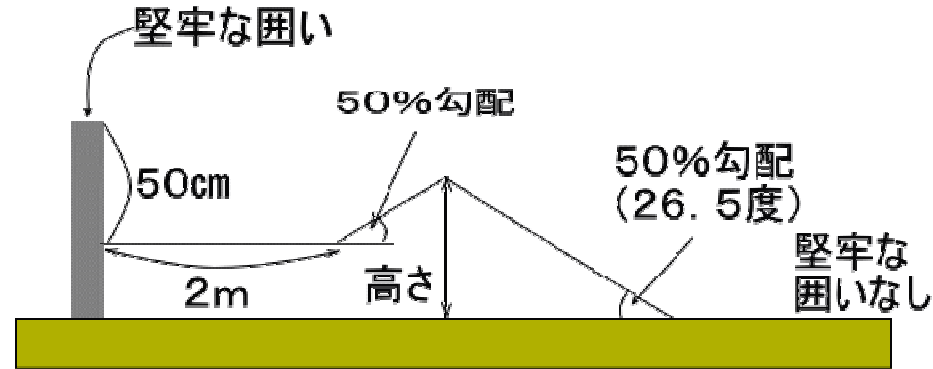


(5) 建設副産物・廃棄物関係

- ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。  
 分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。  
 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。
- ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入力システム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出すること。  
 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入力システム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。  
 (※「建設副産物に係る情報入力システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。)
- エ 建設副産物を仮置きする場合は、下記による保管立看板を設置すること。
- オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に求めること。



- カ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号口により次のとおり規定されています。
- ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
  - ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。



**保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください**

(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)

キ 北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という)について下記のとおりとする。

当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

ク その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。

ケ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。  
また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。

(ア) コンクリート廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地	トラックスケール 設備の有無	固定移動
		TEL		
1	(株)北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式
2	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式
3	前田道路(株) (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式
4	真興建設(株)	旭川市東旭川町桜岡100番7 0166-36-1732	有	固定式
5	(株)安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式
6	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式
7	(有)綱島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式
8	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式
9	グリーン環境(有)	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—
10	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式

(イ) アスファルト廃材受入施設

番号	会社名	所在地
		TEL
1	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608
2	前田道路(株)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180
3	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510
4	(株)安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525
5	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800
6	(株)道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700

(ウ) 抜根・スキ取物中間処理施設

番号	会社名	会社所在地	中間処理施設所在地	トラックスケール 設備の有無
		TEL	TEL	
1	(株)安井組	旭川市東光14条1丁目3番6号 0166-31-5111	旭川市神居町共栄1070番1 0166-69-5133	有
2	(株)八鐵組(スキ取物のみ)	旭川市台場2条2丁目4番16号 0166-61-4649	旭川市西神楽南16号364 0166-75-5366	有
3	(株)アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番地1 0166-63-1511	旭川市神居町共栄493番地1 0166-63-1511	有
4	(株)旭川振興公社 旭川廃棄物 処理センター(抜根物のみ)	旭川市7条通10丁目 0166-23-1792	旭川市江丹別町共和280番1 0166-63-4153	有
5	(株)サンテック	旭川市北門町18-2155-2 0166-54-1555	旭川市江丹別町共和248番2 0166-55-0200	有
6	(株)十商カムイ(抜根物のみ)	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有
7	(株)ニッセー(抜根物のみ)	旭川市永山13条3丁目1番7号 0166-23-1670	旭川市神居町春志内548番 0166-23-1670	有
8	旭星クリーン(株)(抜根物のみ)	旭川市住吉4条2丁目8番13号 0166-53-7171	旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172 0166-53-7171	有
9	旭東清掃(株)(抜根物のみ)	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	有

(エ) 産業廃棄物中間処分場

番号	会社名	処分場所在地	取扱い品目	処分場形式	備考
		TEL			
1	(株)旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター	旭川市江丹別町共和280番1 0166-63-4153	木・動		
2	旭東清掃(株)(工業団地)	旭川市工業団地5条3丁目799番5 0166-36-5044	プ・蛍		
3	旭東清掃(株)(江丹別)	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	木		
4	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	プ・陶・が		
5	(株)サンテック	旭川市江丹別町共和248番2 0166-76-1510	木		
6	(有)旭川ニッコータイヤ	旭川市江丹別町嵐山250-3 0166-62-4478	プ		
7	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	陶・が		
8	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番1 0166-62-5800	プ・金・陶・木・が		
9	(株)アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番1 0166-63-1511	プ・ゴ・金・陶・紙・木・織・ 動・燃・配		
10	(株)ニッセー	旭川市永山13条3丁目1番7号 0166-23-1670	木		
11	(株)安井組(東旭川)	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	陶・が		
12	(株)安井組(神居)	旭川市神居町共栄169番1 0166-36-7525	木		
13	旭星クリーン(株)	旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172 0166-53-7171	プ		
14	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目1931番2 0166-57-5608	が		
15	(株)高橋作工	旭川市工業団地4条1丁目 0166-36-5512	木		

凡例 プ…廃プラ ゴ…ゴムくず 金…金属くず 陶…陶磁器くず, ガラスくず 紙…紙くず 木…木くず 織…繊維くず 動…動物性残さ  
燃…燃え殻 が…がれき 蛍…蛍光灯 配…配管用グラスウール 塗…塗料廃材 石…石膏ボード 綿…石綿板

### 3 施工条件（選択）

#### □ (1) 本工事を施工するための条件

- ア 本工事の施工に際して、本特記仕様書、土木工事共通仕様書及び公示用設計図書に記載されていない事項については、「都市公園事業設計要領」並びに次の図書に基づき実施すること。

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

- イ □ 別紙「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量が確認出来ない場合を除き、現地踏査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。  
なお、設計に対して過大な出来型数量に変更するものではないことに留意すること。
- 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 当該工事において、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を請負人に行わせる場合がある。
- 当該工事のうち □ \_\_\_\_\_ は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。  
なお、 □ \_\_\_\_\_ は概数の確定後、工事に着手すること。
- 当該工事のうち交通誘導警備員数は、請負人より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

#### □ ウ 非契約事項(数量)の取扱い

以下の図書において、細別欄を括弧書きで記した事項は、契約事項とならないものの数量であり、請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、概数の確定や現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

- ☑ 本工事の非契約事項については、

〔	<input checked="" type="checkbox"/> 「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き」	〕を参照すること。
	<input type="checkbox"/> 別紙「工事数量総括表」	

□ (2) 安全対策

□ ア 当該工事は、施工区域について □ 全面立入禁止 □ 部分開放 とする。  
部分開放の場合は、開放する区域、期間、開放方法等について監督員と協議すること。

□ イ 工事施工時は、現場条件又は警察等第三者との協議に応じて、

□ 防護施設等 □ 交通誘導警備員

を配置すること。

□ ウ 交通誘導警備員については警備業法による警備員とし、 名の配置を予定しているが、配置場所については監督員と協議し、施工計画書に記載すること。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議することとする。

□ エ 当該工事は、隣接する道路を占有すること想定されるため、安全対策について監督員と協議すること。

□ (3) 工期・工程関係

□ ア 工期には、施工に必要な実日数(実動日数)以外に ( □ 準備期間 30 日、後片付け期間 20 日、雨休率 を見込んでいる。  
□ 準備後片付け期間 35 日、作業稼働率を見込んでいる。 )

□ イ 本工期(契約工期)は、次の理由で施工できない期間を含む。

( )

□ ウ 本工事箇所は、一部用地の未処理部分があり、 令和 年 月 日 までに処理する予定であるが、期日までに処理ができず、工事の進捗に支障がある場合は別途協議する。

□ エ 本工事に関連して □ 旭川開建道路事務所 □ 旭川開建河川事務所 □ 旭川建設管理部 □ に

□ 使用許可 □ 施工許可 を申請中であり、 令和 年 月 以降に施工できる予定である。

□ オ 本工事に関連して と 令和 年 月 日 付けで協議済みであるが、何らかの問題が生じたときは、別途協議すること。



□ オ 汚泥の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (ア) 管洗浄により生じる汚泥は、汚泥処理施設にて処理を行うこと。
- (イ) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上、適正に処理すること。
- (ウ) 「適正に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
- (エ) 無機質汚泥で再生処理できるものは、再生処理施設で処理すること。
- (オ) 有機質汚泥については、中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお、中間処理施設で含水比50%未満まで排水してから処分施設の指示に従うこと。

（株）旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター

場所 旭川市江丹別町共和279-2 TEL 0166-63-4153

□ カ この工事で発生する産業廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の物）については、次のとおり処分すること。なお、工事状況・再資源化施設等の状況により、変更が生じた場合は、監督員と協議すること。また、任意選定箇所については、最寄りの箇所としている。

（任意選定箇所）

種 類			
運 搬 数 量	t	t	t
再資源化施設名又は受入先			
住 所			
運 搬 距 離	Km	Km	Km
処 理 方 法			
受 入 条 件			

□ キ 当該工事では、循環税相当額を見込んでいる。



□ (5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行う。

- |                                          |                                          |                                         |
|------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 丁張り設置時          | <input type="checkbox"/> 構造物型枠工完了時       | <input type="checkbox"/> 植樹本数           |
| <input type="checkbox"/> 路床仕上げ完了時        | <input type="checkbox"/> 構造物コンクリート打設時    | <input type="checkbox"/> 客土厚            |
| <input type="checkbox"/> 舗装工(下層路盤)完了時    | <input type="checkbox"/> コンクリート埋戻強度確認時   | <input type="checkbox"/> 吹付面積           |
| <input type="checkbox"/> 舗装工(アスファルト等)施工前 | <input type="checkbox"/> コンクリート設計基準強度確認時 | <input type="checkbox"/> 裏込・胴込コンクリート等厚さ |
| <input type="checkbox"/> 構造物工床仕上げ完了時     | <input type="checkbox"/> 舗装取壊厚確認時        | <input type="checkbox"/> 伐採樹木数          |
| <input type="checkbox"/> 構造物工基礎工完了時      | <input type="checkbox"/> コンクリート取壊寸法確認時   | <input type="checkbox"/> 腰止縁石の延長        |
| <input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時     | <input type="checkbox"/> 構造物埋戻前          |                                         |
| <input type="checkbox"/> 構造物鉄筋工完了時       |                                          |                                         |

その他必要な事項について監督員と協議すること。

☑ (6) 支障物件等について

□ ア 当該工事において現在判明している支障物件は、次のとおりである。

支障物件	占有者(管理者)	占有者(管理者)住所	協議	
			協議済	協議中
<input type="checkbox"/> 北電柱 ----- <input type="checkbox"/> 北電ケーブル	北海道電力	旭川市4条通12丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTT柱 ----- <input type="checkbox"/> NTTケーブル	NTT	旭川市10条通10丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 上水道 ----- <input type="checkbox"/> 消火栓	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 下水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ガス	旭川ガス	旭川市宮前1条5丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 信号機・感知器	旭川中央警察署 ----- 旭川東警察署	旭川市6条通10丁目 ----- 旭川市1条通25丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 有線			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-9)を施工計画書に明記すること。

□ (7) 現場環境改善

- ア 当工事では現場環境改善費を計上しているので、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出して監督員の承諾を得、工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。
- イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）のうち合計5項目を基本とする。

費 目	現場環境改善の内容項目の例
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実    2 緑化・花壇    3 ライトアップ施設    4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実    6 環境負荷の低減
営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)    2 労働者宿舎の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化    4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等)    3 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1 完成予想図    2 工法説明図    3 工事工程表    4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む)    6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ    8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)    9 社会貢献

□ (8) 植栽工について

□ ア 跡請保証

本工事は、植栽工に跡請保証が付されている。跡請保証期間終了時には、次の品質を満足すること。

- 植生状態は植生面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が80%以上であること。植生面に1m四方以上の裸地が無いこと。草丈が15cm以上であること。

□

---

---

□ イ 播種工(種子吹付)、張芝工の施工時期について

播種工の施工に先立ち気象データ等を確認し、下記(ア)、(イ)を参考に施工時期を定め監督員の承認を得ること。確認により当初計画の工法が適用できない場合は、工法の検討及び施工の可否について、監督員と協議すること。

(ア) 種子吹付は施工完了後、日平均気温が5℃以上を60日間確保できると想定される時期までに施工すること。

(イ) 芝の施工完了時期は日平均気温0℃以上までとする。ただし凍結している面への施工は行わないこととする。

□ ウ 播種工の発芽判定について

原則として発芽後約40日±10日の時点で判定を実施し、発芽状況の写真及び判定結果をとりまとめ、監督員に提出すること。

なお、植生状態は植生面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が80%以上であること。植生面に1m四方以上の裸地が無いこと。草丈が15cm以上であることを標準とする。ただし、施工時期等により完了時までに発芽判定ができない場合は、監督員と協議すること。

□ エ 枯損樹木等の植え替えについて

植栽樹木等が、工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良となった場合には、請負人は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、切損、倒木した場合は、この限りでない。

なお、植え替え時期については、監督員と協議すること。

また、植栽工事にかかる直接工事費が50万円以上の場合は、工事完了までに植樹保険に加入すること。

※形姿不良・・・枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上に主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。

□ オ 造園技能士による施工

本工事における植栽工は、職業能力開発促進法に基づく造園技能士(1級及び2級)を配置すること。なお、造園技能士は自らが作業するとともに他の作業者の作業指導を行うものとする。

施工計画書に配置する造園技能士の所属、氏名を記載し、資格証の写しを添付すること。

□ カ 芝の養生について

植栽工の散水については枯損・育生不良の懸念があれば別途監督員と協議すること。

- キ 鉢容量及び植穴容量について(参考資料)  
 本工事において、植穴寸法、客土量等は次の表を参考とすること。

1本当たり

○高木	幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深 (cm)	鉢容量 (m3)	植穴容量 (m3)	客土量 (m3)
	10未満	33	25	69	37	0.017	0.090	0.073
	10以上15未満	38	28	75	40	0.028	0.140	0.112
	15以上20未満	47	33	87	46	0.061	0.270	0.209
	20以上25未満	57	39	99	53	0.110	0.440	0.330
	25以上30未満	66	45	111	59	0.170	0.650	0.480
	30以上35未満	71	48	117	62	0.210	0.760	0.550
	35以上45未満	90	59	141	75	0.400	1.340	0.940
	45以上60未満	113	74	171	90	0.740	2.280	1.540
	60以上75未満	141	91	207	109	1.320	3.700	2.380
	75以上90未満	170	108	243	128	2.080	5.450	3.370

客土量＝植穴容量－鉢容量

1本当たり

○中低木	樹高 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深 (cm)	鉢容量 (m3)	植穴容量 (m3)	客土量 (m3)
	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015	0.014
	30以上50未満	17	10	33	26	0.002	0.022	0.020
	50以上80未満	20	12	37	28	0.004	0.030	0.026
	80以上100未満	22	13	41	31	0.005	0.040	0.035
	100以上150未満	26	16	46	35	0.008	0.057	0.049
	150以上200未満	30	19	54	40	0.013	0.090	0.077
	200以上250未満	35	23	61	46	0.022	0.133	0.111
	250以上300未満	40	26	69	51	0.032	0.188	0.156

客土量＝植穴容量－鉢容量

□ (9) すき取り土の再利用について

ア 次の区間の(法面部・平面部)には、法覆基材として、当該工事で発生した「すき取り土」(すき取り物が混じった表土)を利用する。

利用工種	場所	法覆基材厚	すき取り土利用予定量
		t= cm	m <sup>3</sup>

イ 工事受注後、速やかに工事測量を実施し、設計図書並びに土木工事共通仕様書により、伐開除根が必要となる範囲を明確にするとともに、すき取り土の発生予定量を算出し、工事監督員に報告すること。  
また、法覆基材施工範囲等について、監督員と協議すること。

ウ 法覆基材として利用するすき取り土は、草・笹等を地表面で刈り取り除去後、草根を含んだ表土をすき取ったものであり、すき取り厚は10cmとする。

エ すき取り土は、すき取り実施後、利用するまでの期間、流出・飛散及び水質汚濁等が発生しないように適切に管理すること。

オ すき取り土仮置ヤードには、仮置期間、保管目的、保管資材、責任者を掲示することとし、周辺状況等により周囲に柵が必要な場合は、監督員と協議すること。

カ すき取り土を利用した法覆基材の施工は、草根と土砂の割合が概ね均一となるように配慮するとともに、不良土壌や有害な雑物(ゴミ・空き缶など)を取り除くこと。

キ 法覆基材の出来形管理規格は、次のとおりとする。

(ア) 法覆基材の厚さの規格値:設計厚の±5cmとし、平均厚は設計厚さ以上とする。

(イ) 測定基準値:200m<sup>2</sup>毎に1箇所とし、最低3箇所以上を検査孔により測定する。

ク 残余物等が発生した場合は、その処理法について監督員と協議すること。

ケ すき取り実施時、仮置状況、法覆基材施工状況、法覆基材完了時、施工後状況(工事完成日まで毎月1回施工箇所全景)について写真を撮影し、監督員に提出すること。

コ あらかじめ当該法覆基材工の工事期間を監督員に報告すること。また、当該工種の施工実態に係る監督員が行う調査並びに監督員が調査に係る資料等の提出を求めた場合は、十分な協力を行うこと。

□ (10) 既設路盤材の再生処理について

- ア 本工事では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、表2の再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。
- イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工図等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について監督員と協議すること。

表1 既設路盤材数量

既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種
m3	m3	m3	

※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより、再生処理施設で生産された新材等に替えることもやむを得ないこととし、その場合は、監督員の承諾を得ること。なお、設計変更の対象としない。

表2 プラント名

プラント名	住所	片道運搬距離

- ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし、洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し監督員に報告すること。
- エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式20)を交わし監督員に提出すること。
- オ 再生材等の品質管理及び規格は、土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。

□ (11) 家屋の事前・事後調査

ア 本工事の施工に伴う騒音、振動、地下水の変動等により近隣家屋に影響を及ぼすおそれがあるため、工事箇所近辺の家屋等(別添図示の範囲 軒)について事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。調査家屋数の変更については別途協議する。  
調査内容及び報告書は次のとおりとするが、詳細については監督員と協議すること。

(ア) 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリートたたき、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

(イ) 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表(住所、所有者、構造等)、家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに3部提出すること。

(ウ) その他

詳細については、北海道用地対策連絡協議会で定める標準仕様書に準じ、別途、協議する。

□ (12) 冬期の施工について

□ ア 現場の気象条件及び請負人の責に帰すことができない事由により工事着手が遅れ冬期になった場合は、監督員と協議して冬期施工に必要な工種について設計変更する。

□ イ アスファルト舗装工について

(ア) 表層工の施工は、工程計画上冬期間を想定しているため、 \_\_\_\_\_ としている。  
ただし、施工時期がこれによらない場合は、監督員と協議すること。

(イ) 外気温が5℃以下で、加熱アスファルト安定処理混合物、及び加熱アスファルト混合物の舗設作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得て、所要の密度に締め固められる措置をとること。

□ ウ 路面ヒーターについて

路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。

- (1) 転圧効果を確保するため、路盤表面の氷雪の除去を目的として計上する場合。
- (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。
- (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。

路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。

- (ア) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前と停止後に、黒板に作業内容、作業箇所又は測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。  
以下、作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。
- (イ) 撮影カメラは日付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。
- (ウ) 路面ヒーター稼働時間調書(様式-28)を作成し監督員に報告すること。

□ (13) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について

- |                          |                        |   |
|--------------------------|------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 街区基準点の復元(撤去・再設置, 高さ調整) | 点 |
| <input type="checkbox"/> | 街区三角点の移設               | 点 |
| <input type="checkbox"/> | 街区多角点の移設               | 点 |
| <input type="checkbox"/> |                        | 点 |

- ・ 街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の作業・手続きを行うこと。
- ・ 成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れること。



(14) その他

本工事は、つぎのとおり実施すること。

A large, empty, vertically-oriented bracketed area, consisting of two vertical lines with rounded ends at the top and bottom, intended for providing details for the work item.

#### 4 使用資材（共通）

##### (1) アスファルトコンクリート

###### ア 再生合材

アスファルト合材(再生合材)の標準再生骨材配合率は、つぎのとおりとする。

再生混合物	混入率(%)	区 分	備 考
細粒度キャップアスコン	50	車道	
粗粒度アスコン	50	車道	
密粒度アスコン	50	車道	
アスファルト安定処理	50	車道	
細粒度アスコン	50	車道・歩道	

\* 混入率は、標準粒度配合骨材の総量に配合された再生骨材量の比率

###### イ 再生合材(廃ガラス入り)

アスファルト合材(再生合材)の標準再生骨材配合率は、つぎのとおりとする。

再生混合物	再生骨材			区 分	備 考
	再生骨材	ガラスカレット	新骨材		
	混入率(%)	混入率(%)	混入率(%)		
細粒度キャップアスコン	50	10	40	車道	
粗粒度アスコン	50	10	40	車道	
密粒度アスコン	50	10	40	車道	
アスファルト安定処理	50	10	40	車道	
細粒度アスコン	50	10	40	歩道	

\* 混入率は、標準粒度配合骨材の総量に配合された新骨材・再生骨材・ガラスカレット量の比率

ウ 密粒度アスコン13F

(ア) 密粒度アスコン(13F)及び再生密粒度アスコン(13F)の配合設計に当たっては、以下の事項及び土木工事共通仕様書、プラント再生舗装技術指針の規定によること。なお、以下の事項と土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先する。

(イ) 対象混合物は、密粒度アスコン(13F)及び再生密粒度アスコン(13F)(再生骨材混合率50%)とする。

(ウ) 密粒度アスコン(13F)、再生密粒度アスコン(13F)は、次の粒度範囲と目標粒度を標準とする。

		密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F	
フルイ目		粒度範囲	目標粒度
通過重量百分率	19 mm	100	100
	13.2mm	95 ~ 100	97.5
	4.75mm	52 ~ 72	62
	2.36mm	40 ~ 60	50
	600 μm	25 ~ 45	35
	300 μm	16 ~ 33	24
	150 μm	8 ~ 21	14.5
	75 μm	6 ~ 11	8.5
設計アスファルト量		共通範囲の中央値 (概ね5.0~7.0%程度を目標)	
F/A		1.7程度 (再生混合物の場合はF/A値にこだわらない)	

※設計アスファルト量は、すべての基準値を満足するアスファルト量の範囲(共通範囲)の中央値とし、概ね5.0~7.0%を目標とするが、5.0%未満となる場合には、積雪寒冷地における耐久性確保の観点から、再検討を行うこと。

(エ) 特記仕様書及び関連図書類に記載されていない事項については、監督員と協議すること。

## エ 排水性舗装

排水性舗装の配合設計に当たっては、次の事項及び土木工事共通仕様書の規定によること。なお、次の事項と土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先すること。

(ア) 排水性舗装混合物の設計条件は以下のとおりとする。

目標空隙率	17%程度
粗骨材最大粒径	13mm
バインダー	高粘度改質アスファルト

なお、配合設計において大きな違いが生じた場合は別途協議する。

(イ) 使用する骨材は、6号、粗目砂、石粉の組み合わせを基本とする。なお、6号砕石については、次の目標値を満足すること。

砕石の品質の目標値

項目	規定	備考
すり減り減量	20%以下	
細長、あるいは扁平な石片の含有量(細長比=1:3)	10%以下	

なお、この規定は日本道路公団の規定に準拠している。

(ウ) 排水性舗装混合物の配合は排水性舗装指針(案)に準拠すること。

1) 粒度範囲は下表を標準とする。

配合設計粒度範囲

ふるいの呼び寸法	粒度範囲(%)
19.0 (mm)	100
13.2 "	92~100
9.5 "	62~85
4.75 "	14~35
2.36 "	14~25
600 ( $\mu$ m)	6~19
300 "	5~14
150 "	4~9
75 "	2~7

なお、使用する骨材の比重が0.2以上異なる場合は、比重補正を行うものとする。

2) 混合物の物性試験に低温カンタプロ試験を追加すること。

3) 低温カンタプロ試験の規定値は下表を標準とする。

低温カンタプロ試験損失率

項 目	規 定	備 考
低温カンタプロ試験損失率 (供試体内部温度 -20℃)	20%以下	

(エ) タックコートについて

タックコートは原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を用いる。  
散布量は0.4~0.6l/m<sup>2</sup>を標準とする。

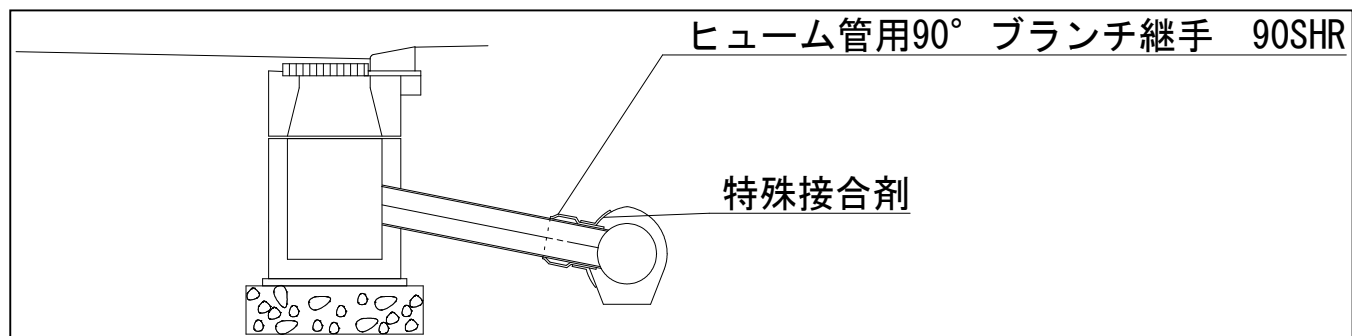
(オ) 浸透水量

性能指標規定値	試 験 方 法	備 考
現場透水量試験 800ml/15秒以上	舗装試験方法便覧別冊に基 づく現場透水量試験方法	・1万m <sup>2</sup> 毎に10回

(カ) その他、舗装の構造に関する技術基準による。

## (2) 取付管用支管

- ア 取付管を本管に接続する場合は、必ず支管を用いること。
- イ 支管取付部の本管の削孔は、円形コンクリートカッター等により円滑な削孔面を確保すること。
- ウ 支管と本管の接合には、特殊接合剤を用いること。
- エ 支管は、コンクリート管用継ぎ手(90SHR)を標準として使用する。



## (3) 客土

客土として使用する土壌は、あらかじめ土壌検査を行い、一定の品質のものを使用すること。  
客土の品質基準は、次の表を標準とする。

項 目	基 準
土性	砂壤土, 壤土, 植壤土
粒径分布	粘土含量 0~25%
	シルト含量 0~45%
	砂含量 30~85%
	レキ(径2~20mm)50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	$10^{-3}$ /sec以上
有効水分	80% / m <sup>3</sup> 以上
土壌酸度	PH 5.5~7.0
有機含有量	3%以上
塩基置換容量	6me / 100g以上
リン酸吸収係数	1,500mg / 100g以下
その他	雑草, 石礫(径10mm以上の礫), 植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。

※土性及び粒径分布は、国際土壌学会法の分類による。

## 5 使用資材(選択)

### □ (1) 生コンクリート

ア コンクリートの配合については、土木工事共通仕様書を参照すること。

記号	設計基準 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	空気量 (%)	水セメント 比の限度 (%)	最低単位 セメント量 (kg/m <sup>3</sup> )	セメント 種類		構造物
							高炉	普通ポルト	
C-1		20・25	8	4.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	均しコンクリート, 縁石, 雨水桝の基礎
C-4	18	40	5	4.5	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の無筋構造物
RC-2-1	24	40	12	4.5	55	280	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
C-10	18	20・25	8	5.0	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	胴込・裏込コンクリート

イ コンクリート種別ごとの使用量が1日当たり100m<sup>3</sup>以上として施工する場合は、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリートや転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除く。

### □ (2) 区画線

使用区分	加熱式	常温式	溶融式
破線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
実線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ドット線			<input type="checkbox"/>
交差点マーク等			<input type="checkbox"/>
停止線・横断歩道			<input type="checkbox"/>

□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)

再生骨材使用箇所及び粒径は、次のとおりである。

工 種	使 用 箇 所	再生骨材粒径

ア コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。

移動式破碎機による現場内あるいは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とするコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

イ 材料を切込砂利に変更する場合は、監督員と協議を行い承諾を得ること。

ウ 施工時期が確定した時点で、ゾーン内の再資源化施設に供給量の確認を行い、供給量が不足の場合は、施工協議簿に「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。



□ (4) 種子等

□ 腐植酸種子吹付け

ア 芝の種子は純度90%、発芽率80%以上とし事前に監督員に検査報告書を提出し承認を得ること。

イ 腐植酸種子吹付けにおける肥料などの配合は、土木工事共通仕様書によるものとするが、種子選定と配合については、次の表を標準とする。配合を変更する場合は明確な理由を書面で提示し、監督員の承認を得ること。

種 子	品種(指定がある場合のみ)	□	□	□
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
ケンタッキーブルーグラス		6	6	7.5
クリーピングレッドフェスク		6	6	7.5
ベレニアルライグラス		4		
トールフェスク			4	
ペンドグラス				1
計		16	16	16

Aタイプ	通常の一般芝生地
Bタイプ	球技等で頻繁に利用される部分
Cタイプ	一般芝生地に對し人の出入りがほとんど無い場合

□ ファイバー種子吹付け

ア 芝の種子は純度90%，発芽率80%以上とし事前に監督員に検査報告書を提出し承認を得ること。

イ 高度化成肥料の「N窒素，Pリン酸，Kカリウム」成分の配合は合計で40%以上とし，16.0kg/100㎡を使用すること。

ウ ファイバーは長さ6mm以下で，20.0kg/100㎡を使用すること。

エ 種子選定と配合は，次の表を標準とする。配合を変更する場合は明確な理由を書面で提示し，監督員の承認を得ること。

種 子	品種(指定がある場合のみ)	□	□	□
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
ケンタッキーブルーグラス		6	6	7.5
クレーピングレッドフェスク		6	6	7.5
ベレニアルライグラス		4		
トールフェスク			4	
ベンドグラス				1
計		16	16	16

Aタイプ	通常的一般芝生地
Bタイプ	球技等で頻繁に利用される部分
Cタイプ	一般芝生地に対し人の出入りがほとんど無い場合

□ (5) 生芝

生芝の使用は次のとおりとする。

ア 請負人は、生芝の施工前に所定の証明書を監督員に提出し、承認を得ること。

イ 採取地の採取前、採取中、採取後の全景写真を提出すること。

ウ 使用する芝は  栽培土工芝  公園芝 とする。

エ 公園芝は、ケンタッキーブルーグラスを主体(80%以上)としたものとする。

オ 天候不順等により生芝の施工が困難となった場合には監督員と協議を行ったのち、設計変更する場合がある。

カ 現地状況により、必要であれば目土などの養生を行うこと。

□ (6) 塗装

□ ア 塗装の種類は、次のとおりとする。

	塗 装 種 類	適 用 作 工 物
	アルミニウムペイント1種	
	メラミン焼付	

□ イ 溶融亜鉛めっき製品(アンカーボルト等)の品質管理について

請負人は、溶融亜鉛めっき製品を使用する際には、溶融亜鉛めっき試験成績書を監督員に提出することとし、試験成績書にはめっき種類(JISH8641等)、試験方法(JISH0401等)、付着量及び付着量試験結果等を明示すること。

製品の加工工程は、亜鉛溶融めっき作業指針JISH9124に準拠するとともに加工工程も試験成績書に明示すること。また監督員と協議の上、必要ならば前処理の写真を提出すること。